

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>修繕対象となる機器は、3系搬出用ベルトコンベアである。この機器は脱水した汚泥をホッパーへ送る機器である。減速機の故障によりベルトコンベアが運転できず、脱水汚泥の搬出が不可能になり、3系脱水機も稼働できない。このため2系より処理能力の大きい3系脱水機を稼働させるため、2系ベルトコンベアの減速機を3系ベルトコンベアに移設して機器を仮復旧させている。</p> <p>今回の修繕は、不具合が発生しているベルトコンベア減速機部品取替え及び仮設置機器の移設であり、設計施工したメーカー独自の技術が必要となる特殊性がある。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>修繕対象となるベルトコンベアの減速機部品は、3系搬出用ベルトコンベアに合わせ専用に設計されており、設計施工したメーカーでなければ製作・供給できない特殊な部品である。また、施工に関してもベルトコンベアの構造や分解手順、試運転による動作確認調整等のノウハウが必要であり、設計施工・製造メーカーでもあるメタウォーター株式会社のメンテナンス部門となるメタウォーターサービス株式会社以外に実施することができない。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。